

東日本大震災による福島原発事故を受けて住民の生活と健康を守るべく、エネルギー政策の見直し等を求める意見書

東日本大震災により発生した福島原発の事故が与えた影響は、極めて憂慮すべき状況にある。地震や津波による被害に加え、放射線漏れの影響から救援物資が届かず、被災者をさらに苦しめる事態となっている。屋内退避地域からも県外避難の希望者が続出し、周辺地域は機能を失い、避難者を受け入れる自治体にも混乱が広がっている。

1978年に国の地震予知連絡会は、近い将来に地震発生が予想される地域を「特定観測地域・観測強化地域」として指定しており、日本の原発の26基はこの「特定観測地域・観測強化地域」に建設されている。福島原発の事故における地域住民の被災状況はもちろんのこと、放射線の影響によってその範囲はさらに拡大し、人体への影響から産業・興業へも深刻な影響を全国に与えている。

事故後の対応では、電力会社や原子力安全・保安院による過去を含めての情報隠しや安全性の過小評価が指摘されている。住民の安全確保に責任を持つ自治体が、地震・津波の被害だけでなく、目に見えない放射線の被害への対応に苦難を強いられている様は人ごとではない。

放射線が将来にわたって人々を苦しめる怖さは、ヒロシマの住民が誰よりも知っている。不測の事態が生じた場合、国土は壊滅的な打撃を受け、住民は放射線の影響に怯えながら暮らすことになる。日本の将来の岐路とも言えるこの度の原発事故を受け、被爆地ヒロシマより以下の事項を要望する。

- 1 福島原発事故において、事態の早期収束を国及び電力会社に求めるとともに、全国の住民へ、放射線の影響等に関する情報を、迅速かつ正確に提供すること。
- 2 原発建設にかかわる審査基準を早急に見直すこと。また、現行の基準のもとで、原子炉設置を許可しないこと。
- 3 原発に依存するエネルギー政策を早急に見直すこと。
- 4 地方の特徴を生かした発電方式が促進できるよう、事業への補助を早急に実行すること。広島県においては、落差の大きい河川が多い地形を生かした小水力発電が促進できるよう、事業に関する補助を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年6月8日

海 田 町 議 会